

○長久手市遺児手当支給条例

昭和50年3月27日

条例第12号

改正 昭和52年7月4日条例第12号

昭和59年3月29日条例第15号

昭和59年12月21日条例第33号

平成4年3月26日条例第14号

平成10年10月5日条例第17号

平成19年3月19日条例第9号

平成20年3月28日条例第5号

平成24年3月26日条例第7号

注 平成24年3月から改正経過を注記した。

(目的)

第1条 この条例は、遺児手当を支給することにより、遺児の健全な育成と福祉の増進を図ることを目的とする。

(用語)

第2条 この条例において「遺児」とは、満18歳以下の者（満18歳の者にあつては、満18歳に達した日の属する年度の末日までを満18歳以下の者とし、同日以後引き続き中学校又は特別支援学校の中学部に在学する場合を含む。）で次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 父又は母が死亡した者
- (2) 父又は母が規則で定める程度の障害の状態にある者
- (3) 父母が婚姻を解消した者
- (4) 父又は母が引き続き1年以上行方不明である者
- (5) 父又は母が法令により引き続き1年以上拘禁されている者
- (6) 父又は母が引き続き1年以上遺棄している者
- (7) 母が婚姻によらないで懐胎した者

(8) その他前各号に準ずる状態にある者で、市長が認めた者

2 この条例にいう「婚姻」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含み、「父」には、母が遺児を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含むものとする。

(支給要件)

第3条 遺児手当（以下「手当」という。）は、本市に居住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第5条の規定により住民基本台帳に記録されている遺児を対象として、その遺児を養育する者（その遺児と同居してこれを監護し、かつ、生計を維持する者。以下「養育者」という。）に対して支給する。

(平24条例7・一部改正)

(学校等への就学者の特例)

第4条 遺児で学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する特別支援学校に就学しているため市外に住所を有する者については、前条の規定にかかわらず本市に居住しているものとみなす。

(手当の額)

第5条 手当は、月を単位として、支給するものとし、その額は、遺児1人につき月額3,000円とする。

(申請及び審査)

第6条 手当の支給を受けようとするときは、当該遺児の養育者が市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、速やかにその審査を行い、決定事項を当該申請者に通知するものとする。

(手当の支給期間及び支給期日)

第7条 手当は、支給資格者が認定の請求をした日の属する月の翌月から始め、受給資格の消滅した日の属する月で終わる。

2 手当は、毎年3月に当月分までを支給する。ただし、前支給月に支給すべきであった手当又は受給資格が消滅した場合におけるその月までの分の手当は、その支給月でない月であっても支給することができる。

(受給資格の消滅)

第8条 手当の支給を受けることのできる養育者（以下「受給者」という。）が次の各号のいずれかに該当したときは受給資格を失う。

- (1) 本市に住所を有しなくなったとき。
- (2) 養育者でなくなったとき。
- (3) 養育する遺児が養子縁組等により両親がそろったとき。
- (4) 養育する遺児が第2条第1項各号のいずれにも該当しなくなったとき。

2 受給者が前項各号のいずれかに該当したときは、速やかに市長に届けなければならない。

(平24条例7・一部改正)

(支給の停止又は制限)

第9条 市長は、受給者が次の各号のいずれかに該当したときは、手当の全部又は一部の支給を停止することができる。

- (1) 遺児の養育を怠っていると認めたとき。
- (2) この条例の規定又は、市長の指示に従わなかったとき。

(手当の返還等)

第10条 市長は、偽りその他不正な手段により手当の支給を受けた者があるときは、既に支給した手当の全部又は一部を返還させることができる。

(譲渡又は担保の禁止)

第11条 受給者は、手当を受給する権利を譲渡し、又は担保に供してはならない。

(未支払の手当)

第12条 受給者が死亡した場合において未支給の手当があるときは、新たに当該遺児を養育することとなった者にその手当を支給する。

(委任)

第13条 この条例の施行に必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、昭和50年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日において既に第3条に規定する支給資格を有している者で、この条例の施行の日から昭和50年4月30日までの間に申請のあったものは、第6条第1項の規定にかかわらず昭和50年4月分から支給することができる。

附 則 (昭和52年条例第12号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和52年4月1日から適用する。

附 則 (昭和59年条例第15号)

この条例は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則 (昭和59年条例第33号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の長久手町遺児手当支給条例の規定は、昭和59年4月1日から適用する。

附 則 (平成4年条例第14号)

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則 (平成10年条例第17号)

この条例は、公布の日から施行し、平成10年8月1日から適用する。

附 則 (平成19年条例第9号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年条例第5号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年条例第7号)

この条例は、平成24年7月9日から施行する。